

大和郡山市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 4 年 6 月 6 日
大和郡山市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

大和郡山市においては、平野部と一部中山間があり、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、平野部では水稲を中心に施設園芸作物や果樹を中心とした地域が多く、担い手不足から遊休農地の発生が懸念されていることから、担い手の掘り起こしや担い手への農地利用の集積・集約化において、なら担い手・農地サポートセンター（農地中間管理機構）と連携しながら農地中間管理事業を実施していく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう大和郡山市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知）により、遊休農地の解消及び新規参入の促進については目標年度を令和 8 年度とし、奈良県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（令和 3 年 7 月）により、農地の利用集積については令和 13 年度を目標にする。また、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知）に基づく「最適化活動の目標」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

		管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
市 全 体	現 状 (令和4年3月)	1,080.0 ha	12.5 ha	1.16 %
	3年後の目標 (令和7年3月)	1,080.0 ha	5.0 ha	0.46 %
	目 標 (令和9年3月)	1,080.0 ha	0.0 ha	0.00 %

注1：「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標としている。

注2：農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が地域（平地農業地域、中山間地域等）によって著しい相違があるときは、当該地区ごとに記述する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来からの農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用状況調査・利用意向調査の結果について、農地法第35条第1項並びに「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき農地中間管理機構に通知し、機構との連携を図っていく。

③ 非農地判断について

- 再生困難な荒廃農地について、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④ 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法について

- 利用状況調査及び利用意向調査の結果に基づき、遊休農地の所有者等に指導や活用に向けた相談活動等、農地利用の最適化に向けた活動を行っていく。
- 遊休農地の所有者の意向を踏まえ、農地中間管理機構への貸し付けを積極的に進めていくとともに、地域全体で農地の保全活動を行う体制の構築を推進し、優良農地の営農環境の維持向上を図る。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

		管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
市 全 体	現 状 (令和4年3月)	1,080.0 ha	137.7 ha	12.8 %
	5年後の目標 (令和9年3月)	1,080.0 ha	252.7 ha	23.4 %
	目 標 (令和14年3月)	1,080.0 ha	367.2 ha	34.0 %

注1：奈良県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に基づき、担い手への農地利用集積率は34%を目標としている。

注2：農業委員会の区域内の農地利用集積目標が地域（平野部地域、中山間地域等）によって著しい相違があるときは、地域ごとに記述する。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (内主業農家数)	担 い 手			
		認 定 農 業 者	認定新規 就 農 者	基 本 構 想 水 準 到 達 者	特定農業団体 そ の 他 の 集 落 営 農 組 織
現 状 (令和4年3月)	1,221戸	55 経営体	4 経営体	14 経営体	0 団体
3年後の目標 (令和7年3月)	1,211戸	58 経営体	6 経営体	17 経営体	1 団体
目 標 (令和9年3月)	1,200戸	61 経営体	8 経営体	20 経営体	2 団体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

注2：「総農家数」は、2020年農林業センサスの数値を記入する。

注3：目標数値は、市町村担当部局と調整の上、記入する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「実質的な人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 各集落で作成された「実質的な人・農地プラン」について、地域の状況の変化に応じて適宜見直しを支援していく。また、プランが作成されていない集落について積極的に作成を支援していく。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等について調査し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

⑤ 農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法について

- 守るべき農地を明確化し、意欲ある農業後継者、新規農業参入者及び退職帰農者等の担い手への利用集積・集約化を促進する。
- 農地中間管理事業の周知を図り、機構を通じて担い手に、農地を集積・集約化していく。
- J A、土地改良区、新規就農者や担い手が組織する団体等と協力し、担い手への農地利用の集積・集約に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
現 状 (令和4年3月)	5 人 (2. 4 ha)	0 法人 (0. 0 ha)
3年後の目標 (令和7年3月)	7 人 (3. 5 ha)	1 法人 (1. 0 ha)
目 標 (令和9年3月)	9 人 (4. 5 ha)	3 法人 (3. 0 ha)

注：新規参入者は過去5年以内に新規就農した者とする。

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 奈良県、市農業水産課、なら担い手・農地サポートセンター等と連携して、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

- 奈良県農業会議、市農業水産課、JA等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が十分でない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることからなら担い手・農地サポートセンターを活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。